

1. 政策及び 15 年度重点施策等

政 策	効果的なオフサイト・モニタリングの実施
15 年度 重点施策	総合的な監督指針（監督ハンドブック）作成・実施 《保険》アクチュアリーを活用した効果的なオフサイト・モニタリングの実施 《証券》オフサイト・モニタリングの運用の定着

2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

3. 政策の内容

検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことが重要です。このため、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促しています。

4. 平成 15 事務年度における事務運営についての評価

(1) 《預金取扱金融機関》総合的な監督指針（監督ハンドブック）の作成・実施

監督ハンドブックを策定・公表し、同指針に基づき、効率的・効果的なオフサイト・モニタリングを適切に実施することにより、従来の財務の健全性等の観点に加え、事務リスク、システムリスク、新たに地域貢献等の観点も取り入れた多面的な評価に基づく総合的な監督行政の確立が図られるものと期待されます。

(2) 《保険》アクチュアリーを活用した効果的なオフサイト・モニタリングの実施

アクチュアリーを活用し、決算分析を始めとした各種経営指標の分析の高度化を図ることにより、オフサイト・モニタリングの分析手法の改善や報告内容の拡充が図られました。それに基づき必要と認められる保険会社に対しては、ヒアリング等を通じて問題等の指摘を行い、改善を促す体制を整備したことにより、監督行政の更なる充実

が図られました。

(3) 《証券》 オフサイト・モニタリングの運用の定着

証券会社の業務特性を踏まえたモデルごとの分類の実施等により、証券会社自身によるリスク管理の強化の促進等に努めたことにより、モニタリングの充実・強化が図られ、監督行政の更なる充実が図られました。

(4) モニタリング・システムの整備

新システムはオンラインでのデータ徴求が可能となり、加えて財務事務所まで展開されるよう設計していることから、迅速なデータ処理ができるようになることに加え、財務事務所での地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに行うことが可能となります。

また、新BIS規制の導入等、新たな行政課題に対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システムの構築を目指し設計を行っています。

これらのモニタリング・システムの整備は、監督手法の更なる向上に寄与するものと考えます。

5. 今後の課題

金融機関の業務の多様化、平成17年4月に予定されているペイオフ解禁拡大を見据え、今後、金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みが必要と考えられます。

平成15年5月31日に策定した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督方針」において、システムリスクを監督上の評価項目として新たに設け、セキュリティ対策、システム監査、システム統合リスク等に関する監督上の対応を整理したところであり、同方針に基づき適切に対応します。

今後とも、オフサイト・モニタリングについて、より精密・迅速な分析を行うとともに、分析結果を踏まえて的確な措置を講ずる等、その充実・強化が必要です。

また、18年末から実施が予定されている新BIS規制に先立ち、17年末には金融機関が新規制に基づく試行計算を行うこととされています。金融庁においては、試行計算結果を踏まえて新たなリスク管理手法に沿った監督が必要となるため、徴求様式の変更等を含めコンピュータ・システムの機能強化が必要と考えます。こうしたオフサイト・モニタリングに必要なシステム整備等のため、17年度予算について予算要求及び機構定員要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏ま

え、取組み(金融機関の財務の健全性や業務の適切性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組み)の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。